

台風接近時にともなう臨時休業について

【特別警報が発令されている場合】

★最大限の警戒を行い、ただちに命を守る行動をとってください。

1. 登校前

- 午前7時現在、堺市に特別警報が発令されている場合は、臨時休業とします。

2. 始業後

- 原則として、ただちに授業を中止し、学校で子どもを保護します。堺市に大津波警報が発令された場合は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難します。

【暴風警報が発令されている場合】

1. 登校前

- 午前7時現在、堺市に暴風警報が発令されている場合は、臨時休業とします。

2. 始業後

- 原則として、ただちに授業を中止し、子どもを帰宅させます。保護者等の帰宅が困難な場合は、保護者等の迎えがあるまで学校で子どもを保護します。

【大雨警報が発令されている場合】

1. 登校前

- 午前7時現在、堺市に大雨警報が発令され、かつ、J R 阪和線及び南海高野線及び南海本線の3線が全て運休している（一部運休は除く）場合は、臨時休業とします。

2. 始業後

- 気象状況に応じて終業時刻を繰り上げ、帰宅させる場合があります。保護者等の帰宅が困難な場合は、保護者等の迎えがあるまで学校で子どもを保護します。

【登校後に特別警報・暴風警報等が発令された場合】

登校後に特別警報・暴風警報等が発令されることも考えられます。

登校後に特別警報が発令された場合は、ただちに授業を中止し、学校で子どもを保護します。

暴風警報が発令された場合は、集団下校のもと子どもを帰宅させます。

ご自宅が不在で集団下校での帰宅ができない場合は、学校で子どもを保護します。ご家庭で
お子さまと下校方法をご確認いただき、保護者等が「迎えに行くまで学校で待機させる」場合は、
連絡帳等で担任までご連絡ください。都合がつき次第、速やかにお迎えをお願いします。